

交通安全のポイント

(運転免許更新期間延長措置について)

令和3年9月10日
福島県警察本部
運転免許課

1 内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、運転免許の有効期間の末日までに更新できない可能性がある方に対する延長措置を行っています。

2 対象となる方

「有効期間の末日までに更新できない可能性がある方に対する延長措置」は、運転免許証に記載された有効期間の末日が令和3年9月30日までの方を対象としています。

※すでに延長措置を受けた方も、再度の延長措置を受けることが可能です。

3 手続方法等

対象の方

- 運転免許証の住所が福島県内の方
- 有効期限が過ぎていない方
- 有効期間の末日が
令和3年9月30日までの間
の運転免許証をお持ちの方



平成で表記されている
免許証をお持ちの方は
平成33年9月30日まで
の方が対象です。

対象の方が、有効期間の末日までに免許センター又は警察署(分庁舎)において更新手続開始申請書を提出することにより、有効期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。

郵送や代理人による申請も可能ですので、感染防止のため積極的に御活用ください。

問い合わせ先 福島運転免許センター ☎ 024-591-4372

以上